

29吹国協第286号
平成29年12月18日

公益財団法人吹田市国際交流協会
平成29年度第3回臨時理事会議案概要

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び定款第37条第2項の規定に基づき、平成28年12月18日付で、公益財団法人吹田市国際交流協会平成29年度第3回臨時理事会議案のうち、第9号議案及び第10号議案について、決議があったものとみなされましたので、議案の概要を公表します。

なお、第8号議案については、理事全員からの同意の意思表示を得ることができず、決議があったものとはみなされませんでした。

公益財団法人吹田市国際交流協会
理事長 小松 陽一郎

記

【決議があったものとみなされた議案】

- 第9号議案 「職員育児・介護休業等規程」制定について
新たに「職員育児・介護休業等規程」を制定するもの
- 第10号議案 「定款」の項目見出し符号の誤記訂正について
定款の章番号の誤記を訂正するもの

【決議があったものとみなされなかった議案】

- 第8号議案 「職員就業規則」制定について
新たに「職員就業規則」を制定するもの

(注) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条においては、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるとされています。当法人では、その旨を定款第37条第2項に定めています。

以上